

第二回欧州ユースワーク大会宣言

—新たな世界を創り出す—

津富 宏・両角 達平

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第18巻第2号（2020年3月）抜刷

【翻訳】

第二回欧州ユースワーク大会宣言

—新たな世界を創り出す—

津富 宏・両角 達平

ヨーロッパでは1970年代に若者の社会的包摂が政策課題として認識され、EU（欧州連合）をはじめとする欧州の国際的な枠組みにより若者政策の形成が進んだ。その一つの布石となったのが2001年に発表された「欧州若者白書 2001」（European Commission, 2001=2014）であった。その後、EU 理事会が2009年11月に採択した「青少年分野における EU の協力についての新たな枠組み（2010-2018）」において、若者の「余暇活動」「学校外」教育の分野に属し「ノンフォーマルな学習過程と自発的な参加」に基づくユースワークを、若者政策を担う重要なアクターとして位置づけることが明示された。（European Commission, 2009）この要請に則って、2010年7月にベルギーのアントワープにおいて開催されたのが第一回欧州ユースワーク大会である。第一回大会の決議文書であるユースワーク大会宣言（Council of Europe, 2010=2014）は、欧州における過去から現在、そして未来のユースワークの文脈整理を行い、欧州が依って立つユースワークの共通の基盤形成の先駆けとなった（両角, 2019）。

本文書 "Declaration of the 2nd European Youth Work Convention: Making a world of difference" は、2010年に開かれた、第一回の欧州ユースワーク大会を承けて、2015年4月27日から30日にかけて欧州評議会が、議長国ベルギーの招致のもと、およそ500人の政策決定者や研究者を集めて、ブリュッセルで開いた第二回欧州ユースワーク大会の決議文書である。第二回大会の主題は、欧州各地で多様な実践が展開するユースワークの共通基盤を探求することであった。

出典：http://www.alliance-network.eu/wp-content/uploads/2014/05/The-2nd-European-Youth-Work-Declaration_FINAL-2015.pdf

（以下、翻訳）

導入

E U議長国ベルギーの枠組みで準備されたこの宣言は、欧州評議会に属する国々、国際機関（欧州連合、欧州評議会並びに国際連合）、その他の欧州レベルの組織、国・地域・地方政府における若者を担当する政治機構、ユースワーク分野、そして、若者自身に向けられたものである。

第二回欧州ユースワーク大会

第一回欧州ユースワーク大会から五年後に開催された第二回欧州ユースワーク大会には、ユースワーク分野で活動する500人の参加者が集結した。参加者は、基調講演とプレゼンテーションを聴き、24のワーキンググループに参加し、20か所の現場への訪問を行ったが、これは、参加者にとって、革新的あるいは新しい可能性がある、ユースワークの実務をじっくり見る機会を創り出し、参加者自身の現場の視点と実践についてのより深い内省を促した。

ユースワークが、社会と若い人の成長に対して役立っているという多くの主張がなされている。基調講演とそれに関する議論は、ユースワークの役割と影響について、以下の側面を捉えていた。

- ・民主主義、人権、市民性、欧州的価値、参加、均等な機会、意見（voice）の促進
- ・平和構築、寛容、異文化学習の促進、急進化への対抗、過激主義の予防
- ・社会や個人の見通しのなさや変化への対応
- ・前向きアイデンティティ、所属、主体感、自律性の強化
- ・「ソフト」スキル、技量、能力の開発、航行（ナビゲーション）能力の醸成、個人の視野の拡大
- ・「成功した」成人期への移行—特に学校から職業生活への移行—を可能とすること
- ・社会的包摂と一体性の強化、市民社会の保持
- ・協働実践、パートナーシップによる活動及び分野横断的な協力への参加

第一回欧州ユースワーク宣言は、ユースワークの前向きな成果と見ることができる、多様な機会、行動、そして経験を祝福し、方向づけた。しかしながら、その後、欧州の異なる地域におけるユースワークの発展は一様ではなかった。ユースワークが政治的にも財政的にも支持され続けた国々もあったが、ユースワークが緊縮財政と政治的

第2回欧州ユースワーク大会宣言

無関心の犠牲者となった国々もあった。ユースワークの成果についての主張について説得力が失われることもあった。その結果、ユースワークは、予算、認知、信頼において課題に直面し続けている。

第二回大会の目標は、すべての「ユースワーク」が拠って立つ共通基盤と、公共政策に関わる広範な議題や若者が直面する課題とユースワークがどう関連しているかを特定することにある。「私たちが分かつものよりも私たちを一つにするもののほうが強い」という文脈において、本大会から得られた期待は、さらなる発展とより強い認識を育成するために、欧州におけるユースワークに関する政治的、制度的な議論を一層促進することであった。

欧州における若者の社会的状況

あらゆる背景の若者が、様々な仕方で、不安定な状況を生きている。一部の若者は、はっきりと分かる、長期的で、多数の課題に直面している。すべての若者が、何らかのサポートと、自律性を高めるためのサポートを必要としている。新たなテクノロジーやデジタルメディア、教育機会、情報へのアクセスの拡大により可能となった新しい機会を享受してはいるが、若者はリスクと不確実性にも直面している。具体的には、資格のインフレーション、高まる失業率、紛争と戦争、精神的・身体的な幸福に対する脅威、負債と貧困、社会的格差と排除、適切な住居の不足などがある。社会的・政治的参加、早期離学の規模、世代間の関係、緊縮財政と移民の意図せざる影響、過激主義に基づく思想や（時には）行動の増加において、同時に変化が起きている。多様な形態のユースワークは、意識啓発、予防戦略、解決の開発と実施に関する政策の語りにおいて、これらの問題としばしば関連づけられてきた。

ユースワーク—多様性と現実

共通基盤を見出すための道のりは簡単なものではない。現代のユースワーク実践は、ストリートワーク、オープンワーク、プロジェクト、課題基盤型ワーク、若者団体をつうじた自己組織化された活動、若者についての情報、交流などを含む。歴史的にみて、ユースワークにおけるユースパートナーシップの歴史が明らかに示しているように、ユースワークの起源と軌跡は様々な道のりに根差しており、優先事項や目標も多様である。ユースワークのルーツは、西欧と東欧において大いに異なる価値観によって下支えされている。ユースワークは多くの異なるかたちで概念化されてきた。加盟国間においても、ユースワークへの政治的な熱意は大きく異なっており、ときには、劇的な盛衰をすることがあった。ユースワークの構造と実施は、宗教団体、自治体、

独立した非政府組織などを通じ、様々な形態をとってきた。ユースワークに対する政治的認知は、適切かつ持続的な財政的支援を通じて行われることもあれば、ユースワークをより広範な若者政策の政策課題に結びつけたり、ユースワーカーの社会的ステータスを高めたり、ユースワーク実務家の専門職化や資格化によって行われることもある。

このような多様性—それは、いくつかの点については称賛されるべきである—においては、共通基盤の探求は困難に思われるが、ユースワークがより良く定義されるべきものであり、ユースワーク固有の貢献がより明確に伝えられるべきであり、ユースワークとより広範な政策の優先課題の関連や優先課題の中での位置づけが明確化されるべきものであるなら、共通課題の探求はやはり不可欠である。本大会に出席したユースワーカー、若者政策の形成者、若者研究の研究者が向き合ったのは、これらの課題である。

ユースワークの役割に関する強力な合意は未だに達成されていない。しかしながら、ユースワークが独自に及び協働してなしうる貢献については大まかな合意が存在した。

欧州におけるユースワークのビジョンの全体像

ユースワークとは、若者の想像力、主体性、統合、参画、抱負 (aspiration) を涵養する取り組みである。ユースワークの原理は、教育的であり、エンパワメントであり、参画的で、表現であり、包摂的である。活動や遊び、楽しみ、キャンペーン、情報交換、移動、ボランティア、組織活動 (association)、会話を通じて、若者は、コミュニティや社会における自分の位置についての理解と、コミュニティや社会に対する決定的な関わりを育成する。ユースワークは、若者が、自らの才能を発見し、そして、かつてなく複雑で困難な、社会、文化、政治的な環境を渡っていく能力を高めることを助ける。ユースワークは、若者が新たな経験と機会を探求することを支援し促す。また、ユースワークは、若者がこれから直面すると思われるリスクに気づき対処することができるようにする。その代わりに、ユースワークは NEET の若者を取り巻く政治的・政策上の懸念、健康リスクのあるライフスタイル、市民的責任の欠如、そして、(現時点では) 過激主義に対して、意図的に貢献することにより、若者自身のアイデンティティや未来だけでなく、社会に対する統合的で前向きな愛着を生み出す。

ユースワークは、若者自身の空間やユースワーク実践のために創られた空間において、自ら表現し特定したニーズに応じて、若者が若者自身のやり方で自分の「庭」にいられるように、若者に関わる。ユースワークは、その他の場 (学校や刑務所など) でも

第2回欧州ユースワーク大会宣言

行うことができるが、そのような場であっても、ユースワークへの参加は、自発的でなければならない。

ユースワークーその特徴と本質的な課題

1. 目的と予期されうる結果

ユースワークの共通基盤は二重になっている。第一に、若者のための空間を創ることである。第二に、若者の人生において橋を架けることである。

どちらの要素も、若者の個人的な成長を支え、自治体、地域、国家、欧州レベルにおける意思決定過程への参加を強化する。また、ユースワークは、楽しく創造的なノンフォーマル学習活動の利用によって、若者における「市民精神」と共有責任の育成に注力する。

ユースワークは、ユースワーク実践のための自治的な空間を創ることを超えて、若者が自分たち自身の空間を創り出すことを可能とし、また、学校、職業研修、労働市場などのその他の場に欠落している空間を新たに開くことに関心を持つ。同様に、ユースワークは、若者、特に、社会的排除のリスクがある若者の社会統合を支援する橋渡しの役割を果たす。また、ユースワークは、若者の生活におけるその他の分野における支援と権利擁護の橋渡しを提供する。

これらをはじめとするユースワークのアウトカムを確定し測定せよという圧力がある。測定し得るかぎりにおいて、アウトカムやインパクトの測定に注意を払うべきではあるが、ユースワークは若者の過程とニーズに集中し続けるべきであって、アウトカムについて知ることは重要だが、アウトカムに導かれてはならない。本大会は、ユースワークが、若者の姿勢や価値、そして、より具体的なスキルと能力の発達に貢献していることを強調した。

2. 現れつつある実践

ユースワークは、その核となる原理を維持しながら、様々な状況と変わりゆく潮流に常に適応してきた。欧州各地の現代のユースワーク実践が直面している共通基盤は、現在、少なくとも二つの課題を抱えている。

第一に、若者は、加速度的に、新しいテクノロジーやデジタルメディアに関わるようになってきている。オンラインのユースワーク実践には、ユースワークの新しい空間を意義あるように活用し、デジタルリテラシーを支援し、それに伴うリスクの一部に若者

が対処できるようにするという役割がある。ユースワーカーの実務にとっての意味は、必要とされる新たな能力と、若者との関係における新たな形態の「境界維持」に存在している。

第二に、欧州全般における文化的多様性の増加は、ユースワーク実践が若者の統合や文化間の学習の支援により一層焦点をあてるようになったことを意味する。ユースワーク実践の決定的な要素には、若者が自らのアイデンティティを探索し確立できるようにすること、文化や家族という文脈にコミュニケーションや情報を合わせることで、文化的な伝統と違いを尊重しつつ包摂を促進することが含まれる。

3. ユースワーク実践の質

ユースワークの提供者—有償ないし無償—が誰であるかに関係なく、ユースワークの提供は、良質でなければならない。質の高いユースワークの提供を支援し維持するために、以下の手段を確立する必要があるという合意がなされた。

ユースワーカーのための能力モデル、過去の経験や学習の認定制度などを含む、各国の状況に応じたユースワークの品質基準の中核的フレームワークが必要である。さらには、理論的知識の習得と実践的スキルの応用の間には、常に適切なバランスが必要である。すなわち、この目的のために、研修プログラムは内省的な実践の発展を保証するための適切なメカニズムを目に見える形で示さなければならない。

研修の提供は、様々なレベルにおけるユースワークの現実に対応し、ピアラーニングなどの創造的な手法を採用し、優れた実践の交流をしなければならない。研修は、ユースワーカーの多文化コミュニケーションや言語スキルの能力を形成するばかりでなく、(上述したように)テクノロジーや移民などの若者の生活の趨勢と変化する環境に確実に応答するものでなければならない。

ユースワークが、若者を対象とする他の分野との関わりを深めるにつれて、若者に関する専門職全般に対する分野横断的な教育や研修の必要が高まってきている。

ユースワーク—繋がりと外部からの課題

4. 協働

ユースワークは多くの社会課題を対象とし取り組むことができるが、ユースワークは、社会課題に対する取り組みと、個人の発達や変化というより個別の課題に対する取り組みのバランスをとることを追求する。ユースワークが社会問題を扱うことへの期待

第2回欧州ユースワーク大会宣言

が大きすぎるという懸念があるが、これは、本質的には、バランスと浸透の問題である。

ユースワークが、ユースワーク以外の課題に取り組むことについては、必然的に、葛藤が伴う。ユースワークが道具化されるリスクは常にある。しかしながら、本大会は、ユースワークは、若者とかわる他分野のセクターとの繋がりを強化することが必要であるという合意に至った。出発点は、協働するために共通の目標と機会を見出すことである。ユースワーカーは、ユースワーク自体の質と重要性を意識し、そして自らの価値基盤を維持すべきである。

とりわけ、フォーマルな教育との協働を改善することは、「拡張」学習（extended learning）を通じて付加価値をもたらす。つまり、ユースワークは、フォーマルな教育に多様性と実践的な経験を与え、また、学校に参画と共創という側面を持ち込む。ユースワークはまた、フォーマルな学習における若者の成長を支援することで、授業の出席や学業成績を高めることを助ける。

5. 認知と価値

本大会は、現時点まで、三つのレベルにおいて、ユースワークに対する認知が不十分であり、さらなる注意を払う必要があるという合意に至った。第一に、ユースワークがより認知を得るためには、異なるレベルの政治、公共セクター、市民社会におけるすべての関係者による、積極的な奨励とアドボカシーが必要である。第二に、ユースワークの発展を形成する対話における独立したパートナーとして巻き込み、ユースワーク分野で活動する NGO に対するより大きな認知が必要である。第三に、ノンフォーマル及びインフォーマルな学習環境において、ユースワークを通じた学習と達成の認知と妥当性の検証が必要である。

勧告と行動の要点—ユースワークのための欧州の課題

欧州はユースワークを必要としている！ ユースワークへの投資は、社会的な欧州の発展のために必要な貢献である。それゆえ、第二回欧州ユースワーク大会は、欧州におけるユースワークを強化することを主たる目的として、「ユースワークのための欧州の課題」の必要性を強調する。

1. 「ユースワークのための欧州の課題」は以下の要素を含まなければならない。
 - 欧州におけるユースワークをさらに発展させ強化するための、より大規模で持続的な欧州レベルでの協働の必要性。これは欧州評議会ならびに欧州連合

の大臣による勧告により促進されるべきである。

- ユースワークに対する責任の所在は、加盟国にある。本大会は、加盟国におけるユースワークを守り発展させるための法的な基盤、国家戦略、拘束力のある枠組みを創る必要性を確認した。
- ほとんどの加盟国では、ユースワークは、主として地方政府レベルで実施されており、地方政府がユースワークに対する最終的な責任を持っている。本大会は、地方政府レベルにおけるユースワークに対する責任についての意識を高めることを求めるとともに、また、地方レベルにおけるユースワークのための欧州憲章について地方政府並びに広域政府と合意する。
- ユースワークは、ノンフォーマル学習及びインフォーマルな学習に主として基づいており、本大会は、ノンフォーマル学習及びインフォーマルな学習の認知に対する、現在及び将来の欧州の提案を引き続き実施する努力を求める。
- ユースワークがより認知されるために、ユースワークは欧州、国家、地域、地方という異なるレベルにおける、政治、公共セクター、市民社会におけるあらゆるアクターによる積極的な促進及びアドボカシーを必要としている。

2. ユースワークの質の改善

- 質の高いユースワークは、ユースワーカーに必要な一連の能力と資格についての議論と、これに関連する能力モデルの開発と実施についての議論を必要としている。
- 質の高いユースワークの開発を支援するためには研修が重要な要素である。よって、あらかじめ合意された能力に基づくユースワーカーの研修のために戦略、概念、プログラムが重要である。
- 雇用されている、フリーランス、あるいは、ボランティアのユースワーカーが自らの実践を通じて獲得した能力に対しては、文書、証明書、能力証明などの適切な形態で、能力要件を認証する方法を見つける必要がある。
- ユースワークの認知とユースワーカーの能力の認知を助けるために、ユースワークと、ユースワークにおけるノンフォーマル学習及びインフォーマル学習の認知を図る国家戦略が必要である。
- 加盟国の中には、ユースワークが専門職として認知されている国もある。しかしながら、ユースワークの専門職化を進めるには、教育セクターとの協働が必要である。

3. 知識基盤アプローチに向かって

- 欧州では、知識基盤型のユースワークを支援する方策がとられてきた。本大会は、欧州におけるユースワークの知識基盤を構築するために、様々なアク

第2回欧州ユースワーク大会宣言

ターの取り組みを一本化することを支援する。

- ユースワークは、さまざまな方法論を利用した、さまざまな形態のユースワーク、その価値、影響、メリットに関する、国レベル及び欧州レベルの研究を必要とする。
- 欧州のユースワークの実践と概念についての適切な形態の調査、研究、評価に対する支援の必要性が見いだされている。
- モニタリングと研究のエビデンスに基づき、ユースワークは、欧州における反省的実践の発展のためのメカニズムを必要としている。

4. 資金調達

- ユースワークは、十分かつ持続可能な資金調達システムを必要としている。この枠組みにおいて、現在のユースワークの実践と構造は、イノベーションと新たな形態の実践だけでなく、財源を必要としている。
- ユースワークにおける欧州レベルでの協働は、欧州レベルにおける交流と協働を財政的に支援する強力な仕組みを必要とする。「エラスムプラス：ユース・イン・アクション」プログラムが、これらのプロジェクトの主要財源であり、ユースワーク分野の欧州のNGOを支援し続ける。
- ユースワークにおける資金調達の仕組みは、対象集団にとってアクセス可能でなければならない。したがって、情報および十分な説明へのアクセスが保障されなければならない。

5. 共通基盤に向かって

- 本大会は、欧州のユースワークの共通基盤を探るために、いくつかの重要な措置をさらにとることに成功した。しかしながら、欧州においては、ユースワーク及び、その形態、条件、実践は非常に多様であるので、ユースワークの共通基盤およびその基準と概念を引き続き探求する必要がある。これらの基準と概念は、「欧州ユースワーク憲章」として結実することもありうる。
- 欧州のユースワークの相互的な発展および実践の交流が必要である。ユースワークについてのピアラーニングおよびピアレビューの取組みは、ユースワークの実践と政策の開発に役立つ。欧州にわたるユースワークのアクター間の協働や交流は、対話のための常設のプラットフォームと、持続可能なネットワークとパートナーシップに対する支援を必要とする。
- ユースワークの概念と実践のさらなる開発が必要とされている。ユースワークは、欧州の若者が直面している現在および新たに生じている課題に対処する戦略を見つけなければならない。ユースワークは、社会と政治の変化および趨勢に応じて、実践や戦略を更新する必要がある。そして、ユースワーク

は、若者の社会状況や生活状況に最も大きな影響をもたらす対象集団に働きかけなければならない。

- ・欧州レベルにおける文書は、その他のレベルのユースワークの実践の発展のために重要である。新たなテクノロジーやデジタルメディアにより提示されている新しい課題と機会に応えるユースワークの力量を支援する必要がある。

6. 分野横断的協働

- ・ユースワークは、他の分野との多くの連携を確立してきたが、それを通して、若者のための若者とともに行う社会的実践を積み上げてきた。若者に関わる様々なアクター同士により緊密な協働のために、より経験を積み、モデルを開発するための、さらなる協働的な実践が必要である。
- ・これらの連携並びに現在の実践は、欧州全域において、これらの経験からの学びを交換するためにマッピングされモニタリングされ評価されなければならない。
- ・これらの協働の形態はまた、分野横断的な研修によって支援されなければならない。

7. 市民対話

- ・参画は、ユースワークの主要な原理のひとつである。本大会は、ユースワークの発展は、欧州、国、地域、地方政府のすべてのレベルにおいて、若者が最初から積極的にかかわっているときにだけ進行することを確信している。
- ・若者自身と同様に、若者のために若者とともに活動するユースワーク組織も、ユースワークの発展に関する市民対話のパートナーとして、すべてのレベルにおいて、認知され参加する必要がある。

8. 第三回ユースワーク大会

- ・本大会は、議長国ベルギーが、第二回欧州ユースワーク大会を主催してくれたことに感謝を表明する。本大会は、欧州におけるユースワークの概念、戦略、実践の定期的な交流の必要性を強調し、加盟国並びに欧州評議会、欧州委員会に第三回ユースワーク大会を組織するための主導権をとるよう求める。

結論

社会的包摂、結束、平等な機会に関する懸念及び民主主義と人権という価値への誓約に、不安定な状況にある欧州が効果的に対処しなければならないのなら、ユースワークは贅沢品ではなく生活必需品である。ユースワークは、社会的な欧州の中心的な構

第2回欧州ユースワーク大会宣言

成要素の一つである。

ユースワークに投資することを怠ることは、三つの帰結を招く。一つは、次世代への責任を放棄することである。一つは、欧州全域における現代の市民社会を強化する機会を失うことである。最後の一つは、それは、私たちの時代の（失業や過激主義などの）主要な社会課題の一部に効果的に対処する可能性を弱めることである。

文献

Council of Europe. 2010. Declaration of the 1st European Youth Work Convention. (津富宏 (訳). 2014. 第一回欧州ユースワーク大会宣言. 『国際関係・比較文化研究』12(2)).

European Commission. 2001. European Commission White Paper-A new Impetus for European Youth. (津富宏, 両角達平 (訳). 2014. 欧州委員会白書『欧州の若者のための新たな一押し』. 『国際関係・比較文化研究』13(1).

——. 2009. EU Youth Strategy 2010-2018.

両角達平. 2019. EU 若者政策にみるユースワークの基盤形成過程の変容：欧州ユースワーク大会宣言の比較研究. 『生活科学研究』41: 25-35.